

令和8年4月1日から

水道料金・下水道使用料や 施設使用料等を改定します

令和8年4月1日より、各施設使用に係る受益者負担の適正化を図るため、また、水道・下水道事業を将来にわたって安定的に事業継続していくため、令和8年4月1日から各施設使用料及び水道・下水道料金を改定することとしました（改定後の使用料のみ掲載いたします）。

詳細はこちら
町ホームページ▶



水道料金

改定率：22.1%（税抜）

種別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
一般家庭用	8立法メートルまで	1,368円	1立法メートル増毎に	171円
業務用				
団体用				
臨時用				
浴場業用	100立法メートルまで	3,489円	1立法メートル増毎に	34.89円

下水道使用料

改定率：19.4%（税抜）

種別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
一般用の汚水	8立法メートルまで	1,528円	1立法メートル増毎に	191円
営業用の汚水				
団体用の汚水				
臨時用の汚水				
浴場業用の汚水	100立法メートルまで	1,137円	1立法メートル増毎に	11.37円

合併処理浄化槽使用料

改定率：19.4%（税抜）

種別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
一般用の汚水	8立法メートルまで	1,528円	1立法メートル増毎に	191円

豊浦漁港フィッシャリーナ

係留施設	種別	区分	使用料
		町内在住者	船の長さ1メートルあたり
町外在住者		船の長さ1メートルあたり	10,800円/年間
陸上施設	ボートヤード	船の長さ1メートルあたり	1日 5.5円

※1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する

※使用料を計算する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

豊浦町森林公園

種別	単位(午後1時～翌日10時まで)	使用料
テント・タープ	各1張りにつき	町内外 1,000円
集会所	1組	5,000円